

平成 29 年 8 月 24 日

各 施 設 長 様
各 事 業 所 管 理 者 様

名 古 屋 市 健 康 福 祉 局
高 齢 福 祉 部 介 護 保 険 課 長

本日午前 11 時 00 分、食中毒警報が発令されましたので、食品の衛生管理について十分注意ください。

(参考) ○印が、今日の適応条件です。

食中毒警報発令基準

- ① 気温 30 度以上が 10 時間以上継続するとき
- 2 湿度 90%以上が 24 時間以上継続するとき
- 3 24 時間以内に急激に気温が上昇して、その差が 10 度以上となる時
- 4 次の 3 つの条件が同時に発生した場合又はそれが予想される時
 - (1) 気温 28 度以上となり 6 時間以上継続するとき
 - (2) 湿度 80%以上となり相当時間継続するとき
 - (3) 48 時間以内に気温が 7 度上昇し相当時間継続するとき
- 5 健康福祉局長が特に必要があると認めた場合

(その他)

この警報は発令時から 48 時間継続し、その後は自然に解除されます。

*詳しくは NAGOYA かいごネット及び名古屋市公式ウェブサイトに掲載予定ですので、ご確認ください。

{ 健康福祉局高齢福祉部 }
介護保険課 TEL972-2592 }